

中小企業振興奨励制度（奨励金）のご案内

この制度は事業用の家屋・償却資産を取得した中小企業者の方に、奨励金を交付する制度です。

制度を利用できる方

市内に事業所がある中小企業者で、市税及びその延滞金の滞納がない方

※対象となる中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者です。

詳細については裏面をご確認ください。

対象となる施設

令和5年中に取得した、事業の用に供する家屋（住宅使用部分は除く）及び償却資産で、固定資産税が課税される施設

※中古のものであっても、事業者にとって新たな取得となり、翌年度にその事業者へ初めて固定資産税が課税される施設は対象となります。

※無形固定資産、自動車税の対象となる車両等、固定資産税の対象でない資産は奨励金の対象外です。また、全額が減免となる令和5年1月～3月取得の先端設備等導入計画の工業会証明対象設備も対象外です。（令和5年4月～12月取得の先端設備導入計画の設備の減免にならない部分は対象となります。）詳しくはお尋ねください。

※同一対象施設（設備）において、他の奨励措置との重複申請はできません。

奨励金額

対象となる施設にかかる固定資産税の2分の1相当額を、課税当初の1年分について奨励金として交付します。

※固定資産税を全て納付され、その他の市税及び延滞金に滞納がないことを確認後に交付します。

※奨励金額は、課税台帳に記載される「課税標準額」を基に算出します。

申請方法

【申請書類】①「適用申請書」②「種類別明細書」を提出。

※種類別明細書に替えて、対象となる資産を特定した申告書明細の控えを提出いただいても構いません。

【提出期限】令和6年3月29日(金)までに提出してください。

※令和6年2月29日（木）までの申請にご協力ください。

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

注意点

※対象となる資産がない場合、免税点未満で課税されない場合は、奨励金の交付はありませんので、申請書の提出も必要ありません。（免税点は裏面をご確認ください。）

提出先

〒492-8269

稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ

TEL：(0587) 32-1332（ダイヤルイン）

FAX：(0587) 32-1240

E-mail：shoko@city.inazawa.aichi.jp

※裏面もご覧ください



©稲沢市いなっピー

対象となる中小企業者

※事業所全体（稲沢市以外に所在する本店、支店、工場等も含む）で、常時使用する従業員数（パート、アルバイトを含む）または資本金の額（出資の総額）のいずれか一方が下表に該当する方が対象です。

業種	常時使用する従業員数	資本金・資本の額
製造業・建設業・運輸業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ただし、下表の業種については次のとおりです。

業種	常時使用する従業員数	資本金・資本の額
ゴム製品製造業（*）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下
医業を主たる事業とする法人	300人以下	

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

下記にあてはまる方は対象となりません

- ・農業、林業、漁業
- ・非営利団体（医業を主たる事業とする法人を除く。）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定される風俗営業を営んでいる方、同条第5項の規定に基づく性風俗関連特殊営業を営んでいる方
- ・その他市長が適当でないと認めた方

免税点について

- ・新たに取得した資産を含め、全体の課税標準額が下記の場合は固定資産税が課税されません。ただし、償却資産の申告は必要となります。

家屋（建物）・・・20万円未満

償却資産・・・150万円未満

※合算しないため、両方申請された場合、どちらかのみが奨励金の交付対象となる場合があります。

問い合わせ先

稲沢市役所 経済環境部 商工観光課 中小企業グループ

TEL：(0587) 32-1332（ダイヤルイン）